

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による 道路位置指定に関する取扱要領

長野県建設部建築住宅課

(趣旨)

第 1 この要領は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定の取扱いに関して、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行細則（昭和 35 年長野県規則第 63 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出)

第 2 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、指定を受けようとする道路の築造工事に着手する前に、規則第 19 条に規定する道路の位置指定申請書に省令第 9 条及び別表 1 に定める添付図書等を添えて、正本 2 部及び副本 1 部を、当該道路の敷地となる土地を管轄する市町村長を経由して建設事務所に提出しなければならない。

2 前項の申請書を受理した市町村長は、指定を受けようとする道路が接する道路（以下「既存の道路」という。）の管理者が当該市町村の場合においては、指定を受けようとする道路が既存の道路に接することの支障の有無、既存の道路の種別及び幅員その他特記すべき事項を、申請書の市町村の意見欄に記載して建設事務所長あて進達するものとする。

(指定道路の審査)

第 3 建設事務所長は、第 2 第 1 項の申請書を受理したときは、指定を受けようとする道路が政令第 144 条の 4 及び第 15 に定める基準（以下「道路に関する基準」という。）に適合するかどうかを審査し、必要があるときは、他法令の規制等に関して関係機関に意見を求める。

2 前項に規定するもののほか、建設事務所長は、既存の道路の管理者が国又は県の場合にあっては、当該管理者に対して前項の道路が既存の道路に接することの支障の有無、既存の道路の種別及び幅員等について意見を求める。ただし、前項の道路の築造に関して、申請者等が既存の道路の管理者より自営工事の許可又は道路占用許可を受け、その許可書の写しを添付しているときは、この限りではない。

(工事着手の承認)

第 4 建設事務所長は、指定を受けようとする道路が道路に関する基準に適合することを確認したときは、指定道路築造工事着手承認書（様式第 1 号）を申請者に交付する。

2 申請者は、前項の承認書が交付された後でなければ前項の道路の築造工事に着手できない。

(工事着手承認後の変更)

第 5 申請者は、第 4 の承認書が交付された後において工事内容を変更しようとするときは、速やか

に、変更に係る添付図書等を建設事務所に提出し、変更内容が道路に関する基準に適合することの確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、建設事務所長は、必要があるときは、他法令の規制等に関して関係機関に意見を求める。

(工事完了届)

第6 申請者は、指定を受けようとする道路の築造工事が完了したときは、指定道路築造工事完了届(様式第2号)を建設事務所長に提出しなければならない。

(完了検査)

第7 建設事務所長は、指定道路築造工事完了届を受理したときは、申請者の立会いの下に遅滞なく完了検査を行う。

2 前項の場合において、建設事務所長は、第16の基準を適用する場合又は関係市町村の求めがあるときは、当該関係市町村の職員を完了検査に立ち合わせることができる。

(土地の分筆等)

第8 建設事務所長は、築造された道路が、第7の完了検査の結果、道路に関する基準に適合することを確認したときは、申請者に指定を受けようとする道路の敷地となる土地の分筆及び登記を指示する。

2 申請者は、前項の土地の権利を有する者又はその土地を基準に適合するよう管理する者に変更があった場合は、変更後の当該者に係る承諾書(様式第3号又は3号の2)を建設事務所長に提出しなければならない。

3 申請者は、第1項の土地の分筆及び登記が完了したときは、その全部事項証明及び公図の写しを建設事務所長に提出しなければならない。

4 第1項の土地の分筆範囲は、道路を構成する側溝、縁石及び擁壁、法面(宅地を造成するための擁壁及び法の面を除く。)を含むものとする。

(位置指定書の交付)

第9 建設事務所長は、築造された道路が道路に関する基準に適合し、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の分筆及び登記が完了していることを確認したときは、その土地を管轄する市町村長を経由して、申請者に建築基準法による道路の位置指定書(様式第4号)を交付する。

2 市町村長への前項の位置指定書の交付に係る通知には、申請書及び添付図書並びに第8第3項の全部事項証明書及び公図の写しを添付する。

(公告手続)

第10 建設事務所長は、位置指定書を交付したときは、県報案文を作成し、遅滞なく主管課長に県報登載を依頼する。

2 主管課長は、建設事務所長から県報登載の依頼があったときは、遅滞なく登載手続を行い、登載されたときは、県報登載内容を建設事務所長あて通知する。

3 省令第10条第1項第4号の指定道路の延長及び幅員は、第15の技術基準によって計測する延長及び幅員とする。

(指定道路図等の作成)

第 11 省令第 10 条第 1 項第 1 号に規定する指定道路（以下「指定道路」という。）に関する指定道路図及び指定道路調書の作成要領は別に定める。

2 建設事務所長は、指定道路調書の作成を申請者に依頼することができる。

(指定道路の変更)

第 12 指定道路について次に掲げる事項の変更をしようとする者は、規則第 21 条に規定する私道の変更（廃止）届に省令第 9 条及び別表 1 に定める添付図書等を添えて、当該指定道路の敷地である土地を管轄する市町村長を経由して建設事務所長に提出しなければならない。

- (1) 転回広場の形状
- (2) 道路の幅員
- (3) 道路の延長の短縮
- (4) 道路の縦断勾配

2 前項の変更届は、市町村長及び建設事務所長にそれぞれ 1 部提出しなければならない。

3 指定道路の変更の公告手続きは、第 10 の規定を準用する。

4 第 1 項第 3 号の変更の場合においては、第 14 の規定を準用する。

5 変更に係る市町村の意見、変更後の指定道路の審査及び当該指定道路の敷地となる土地の分筆等については、第 2 第 2 項、第 3 及び第 8（第 1 項を除く。）の規定を準用する。

6 指定道路を延長しようとする場合は、当該延長部分は新たな指定道路とみなす。

7 建設事務所長は、指定道路の変更届を受理したときは、遅滞なく変更した道路の指定道路図及び指定道路調書にその旨を記載する。

(指定道路の廃止)

第 13 指定道路を廃止しようとする者は、規則第 21 条に規定する私道の変更（廃止）届に、別表 2 に定める添付図書等を添えて、指定道路を廃止する土地を管轄する市町村長を経由して建設事務所長に提出しなければならない。

2 前項の廃止届は、市町村長及び建設事務所長にそれぞれ 1 部提出しなければならない。

3 指定道路の廃止の公告手続きは、第 10 の規定を準用する。

4 法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する道路となったことにより指定道路を廃止するときは、指定道路の帰属等を受けた市町村長が私道の廃止届（様式第 5 号）を建設事務所長に提出することができる。この場合においては、別表 2 の図書の添付は要しない。

5 建設事務所長は、指定道路の廃止届を受理したときは、遅滞なく廃止した道路の指定道路図及び指定道路調書にその旨を記載する。

(指定道路の廃止の基準)

第 14 指定道路の廃止は、廃止する指定道路に接する敷地が法第 43 条第 1 項及び長野県建築基準条例（昭和 46 年長野県条例第 40 号）第 4 章の規定に適合する場合に限りすることができる。

(指定基準)

第 15 指定道路の基準は、政令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げるもののほか、別に定める「建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置指定の技術基準」による。

(基準の特例)

第 16 第 15 の基準は、指定道路が位置指定書の交付後に建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する道路となることが確実なときは、適用しないことができる。

2 前項の場合において、申請者は、第 2 第 1 項の申請書に市町村長との間で道路の帰属について協議が成立していることが確認できる書類（様式第 6 号）を添付しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 7 月 1 日（次項において「施行日」という。）より施行する。
- 2 この要領は、施行日以後の第 2 第 1 項の規定による指定の申請に係る道路について適用する。
- 3 指定道路取扱い基準（昭和 55 年 8 月）は廃止する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

道路位置指定申請書（私道の変更届）に添付すべき図書

書類（図面）の種類	記載内容等	備考	
委任状		申請を代理する場合に添付（様式は任意）	
承諾書（権利者）（様式3号）（省令第9条）	指定を受けようとする道路の敷地となる土地に権利を有する者（所有権、地上権、抵当権など全部事項証明書に記載の権利者）すべてからの承諾	指定様式でなくても、同じ項目が記載された承諾書であれば別の様式でも可能	
承諾書（管理者）（様式3号の2）（省令第9条）	指定を受けようとする道路を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾	同上	
承諾者（権利者及び管理者）の印鑑証明書	申請時以前3ヶ月以内に発行されたもの		
関係土地の全部事項証明書（土地の登記簿謄本）	指定を受けようとする道路部分に係る証明書で、申請時以前3ヶ月以内に発行されたもの		
図 面 類	付近見取図（省令第9条）	省令第9条の表に定める事項	縮尺 1/2,500 程度
	地籍図（省令第9条）	省令第9条の表に定める事項 道路縦断図・横断図の位置	縮尺 1/100～500 程度
	公図の写し	原則として、指定を受けようとする道路の敷地となる土地及びその道路によって開発しようとする土地を含む法務局備えの公図（転写年月日、転写者、転写場所を奥書する。）	
	道路構造図	道路横断図であって、道路に関する基準が審査できる内容（縮尺、縁石、排水施設、路面）	縮尺 1/20～50 程度
	道路縦断図	縮尺、縦断勾配のわかる図面	縮尺 1/100～500 程度
	道路横断図	縮尺、縦断勾配のわかる図面	縮尺 1/100～500 程度
	排水計画図	縮尺、指定を受けようとする道路及びその道路によって開発しようとする土地における雨水排水計画（排水方向、集水桝、既存水路位置など）を平面図上に明示 指定を受けようとする道路によって開発しようとする土地の敷地内の下水及び雑排水の処理についても明示	縮尺 1/100～500 程度
	排水計算書	指定を受けようとする道路の区域内の雨水（当該道路の区域外の雨水が当該道路の排水施設に流入する場合はその雨水を含む。）を処理するための施設（道路側溝、浸透桝等）の計算書 雨水を浸透処理する場合は、計算の根拠とした浸透試験結果等の添付	都市計画法に基づく開発行為許可の排水施設基準に準拠して計算
	その他構造図	指定を受けようとする道路の構造物（側溝、縁石、擁壁、集水桝など）の詳細図を明示	縮尺 1/20～50 程度 カタログがある場合は、設計仕様と強度等が判断できる資料を添付
	面積求積図	指定を受けようとする道路の敷地となる土地及びその道路によって開発しようとする土地の面積の算定根拠	指定を受けようとする道路の敷地となる土地とその道路によって開発しようとする土地は分けて面積を算定
道路の帰属に係る協議書（様式第6号）	様式第6号に定める事項	道路に関する基準に適合する場合も添付	
関係行政機関の許可書等の写し	指定道路内に赤線を含む場合、水路占用許可を要する場合、雨水排水のために承諾を要する場合、接続道路の自営工事を要する場合等	指定道路内に赤線を含む場合や水路占用許可を受けて水路を暗渠とする場合等に添付	
その他建設事務所より指示のあったもの			

注1）承諾書、全部事項証明、印鑑証明などの原本は、申請書正本（建設事務所提出）に添付すれば足りる。

別表 2

私道の廃止届に添付すべき図書

書類（図面）の種類	記載内容等	備考
委任状		届出を代理する場合に添付（様式は任意）
承諾書（権利者）（様式第3号）（省令第9条）	廃止しようとする指定道路の敷地である土地に権利を有する者（所有権、地上権、抵当権など全部事項証明に記載の権利者）すべてからの承諾	指定様式でなくても、同じ項目が記載された承諾書であれば別の様式でも可能
承諾者の印鑑証明書	届出時以前3ヶ月以内に発行されたもの	
関係土地の全部事項証明書（土地の登記簿謄本）	廃止しようとする指定道路部分に係る証明書で、届出時以前3ヶ月以内に発行されたもの	
付近見取図	廃止しようとする指定道路の場所が分かる図面	縮尺 1/2,500 程度
平面図	廃止しようとする指定道路に接する建築物の敷地が、建築基準法第43条第1項及び長野県建築基準条例第4章の規定に適合することを明示	縮尺 1/100～500 程度
位置指定書の写し		保有していない場合は、指定番号及び指定年月日を別様にて明示
道路の位置指定を受けた者と廃止の届出者の関係を示す書類		
その他建設事務所より指示のあったもの		

注1）承諾書、全部事項証明、印鑑証明などの原本は、届出書正本（建設事務所提出）に添付すれば足りる。

(様式第 1 号) (第 4 関係)

指定道路築造工事着手承認書

第 号
年 月 日

様

建設事務所長

年 月 日付けで申請のあった下記の道路について審査した結果、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく同法施行令第 144 条の 4 の基準及び技術基準に適合するものと認められますので、工事の着手を承認します。

記

申請者住所氏名	
関係土地の地名地番	
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 指定道路となる土地の分筆及び登記は完了検査後に建設事務所が指示します。2 道路の築造工事が完了した場合は、指定道路築造工事完了届（要領様式第 2 号）を提出して建設事務所の完了検査を受けてください。

※備考欄には、建設事務所から申請者に対する連絡事項などを記載する。

(様式第2号) (第6関係)

指定道路築造工事完了届

年 月 日

建設事務所長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

下記の道路について、築造工事が完了したので届出ます。

記

完了した道路の地名地番	
築造工事完了年月日	年 月 日
備 考	

※備考欄には、申請時と変更があつた場合の内容等を記載する。(要領第5による確認を受けている事項は除く。)

(様式第4号) (第9関係)

建築基準法による道路の位置指定書

※ 指 令 欄	申請者住所氏名 様 年 月 日付で申請のあった道路の位置を次のとおり指定する。 指定年月日 年 月 日 指定番号 第 号 長野県 建設事務所長	第 年 月 日 号
	1 道路築造主住所氏名	
2 代理人住所氏名		
3 関係土地の地名地番		
4 道路の長さ及び幅員		
5 道路の位置の表示方法		

(備考) ※欄は、記入しないこと。

(様式第5号) (第13関係)

私道の廃止届

年 月 日

建設事務所長 様

届出人
市町村長名

建築基準法第42条第1項第5号の規定による私道を次のとおり廃止しました。

私道の所有者又は管理者 住所氏名	(電話番号)
道路の敷地の地名地番	
道路の指定年月日及び 指定番号	指定年月日 年 月 日 番 号 第 号
廃止する道路の範囲	全 線 一 部
道路の長さ及び幅員	
廃止の理由	年 月 日 市町村道に認定したため。 (路線名)
	(上記以外の場合は理由を記載する。)

注1) 廃止する道路が指定道路の一部の場合は、その範囲が特定できる図面を添付する。

注2) 指定道路が市町村道に認定されたことが確認できるものであれば本様式でなくても可能とする。

(様式第 6 号) (第 16 関係)

道路の帰属に関する協議書

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により位置の指定を受けようとする下記の道路について、指定後において道路となる土地を帰属することについて、協議が成立したことを確認します。

年 月 日

管理予定者 住所
氏名
(市町村長名)

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

記

関係土地の地名地番	
道路の長さ及び幅員	
道路の位置の表示方法	
帰属後の道路種別	
帰属予定年月日 (市町村議会上程予定)	
道路の設計基準	
費用の負担	
備考	

注 1) 土地を帰属することについて、協議が成立したことを確認できるものであれば本様式でなくとも可能とする。

注 2) 「帰属後の道路種別」には、「道路法による市町村道」等を記載する。

注 3) 「帰属予定年月日」は市町村道認予定年月日と () には、議会への上程予定時期を記載する。

注 4) 「道路の設計基準」には、適用する基準 (市町村の基準名等) を記載する。

注 5) 「費用負担」については、道路の築造に当って市町村の負担がある場合にその負担する内容を記載する。